

# イチゴ施設での特別ミネラル栽培

矢吹町 薄葉一啓

薄葉さんはまだ二十代後半。イチゴ栽培を開始してからまだ数年という、特別ミネラル栽培の会員のなかでも最も若手のひとりです。今回は、イチゴ栽培の忙しい時期にもかかわらず、時間をさいて体験発表を行っていただきました。

薄葉さんの圃場で特筆すべき点は、ハウス栽培とはいえ、収穫開始時期の11月ごろから春先までの期間はほとんど殺虫剤を使用しないという点です。土壌病害虫については、TB21エースとニーム顆粒を利用して予防し、ニームオイル等は煙霧機を利用して週1回程

度のペースで散布しています。この煙霧機というのは、ハウス内での葉面散布方法のなかで、私どもが見てきた中で最も適している方法のようです。なんといつても、作業負担が非常に少ない。通常の動力噴霧機の散布に比べると疲労度は十分の一ではないでしょうか。また、噴霧の際の粒子が細かいため、作物の隅々まで微生物やニームオイルをいきわたらせることが出来ます。

現時点での問題点としては、ハウスのサイド換気が始まる時期（春先）からどうしてもダニ・スリッパス・コナジラミ等の発生が見られるということでした。本来ならばアクトプラス等を利用して対処したいところなのですが、ハチを飛ばしている関係上難しいようです。

完全に駆除するわけではありませんが、こういった



ケースの場合、ハウスの周りにぶら下げてその中にニームオイルの希釈液を入れておくことで、外部からの害虫の侵入を防ぐことが出来るようです。

## 稲作での特別ミネラル栽培の実践

栃木有機農法研究会で特別ミネラル栽培のコシヒカリ栽培を10年以上実践している福田さん。栽培会のメンバーの中でも最古参のひとりです。その発表ぶりにはさすがベテラン選手といわんばかりでした。



同会の結束は固く、栽培期間中に数回は必ず全員参加での『畦道講習会・圃場視察』を行っております。使用資材の点で注目すべき点は『TBボカシ肥料』を使っていることです。このボカシ肥料は、もともと米ぬかや貝化石、シエルパ

平成15年に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、いわゆるポジティブリスト制の施行がもう目の前に迫っております。

## ポジティブリスト制

食品に残留する農薬の安全性確保については、食品衛生法により残留基準が設定されています。従来の方

「ト制で、一定限度以上の残留を禁止する農薬をリストにしていきました。ポジティブリストとは、残留基準が設定されている農薬すなわち「使用してよいもの」のみを一覧表にして示すという方式です。

出された食品の流通が禁止されます。また、リストに載った農薬でも一定限度以上の残留が検出された場合にはその食品を流通させることはできません。生産者にとっては、たいへん難しい問題ですが、目の前に迫った現実です。ポジティブリスト制への対策として、事務局では残留農薬多成分一斉分析の取り扱いを開始しました。また、作物別に使用できない農薬を調べたい場合も事務局までご連絡ください。

あると便利な  
**やさかいカード**



◆手数料が無料◆

のにかかるの先にお金をはり、作物が売れる時はぜひご利用ください。

1~6月までの購入は6・7・8月に  
7~11月までの購入は12・1月に  
お支払いが可能です

詳しくは (株) 井手商会まで